

第 2 2 期 第 2 回青森県内水面漁場管理委員会

1 日 時 令和 7 年 1 月 2 8 日（火）午後 1 時 3 0 分～

2 場 所 青森市新町 1 丁目 1 1－2 2
ウェディングプラザアラスカ 2 階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	濱 田 正 隆
	会長代理	對 馬 廉 介
	委 員	石 岡 清 美
	〃	佐 藤 淳 二
	〃	丹 藤 公 彦
	〃	永 澤 量 建
	〃	木 村 建 茂
	〃	二本柳 茂
	欠席委員	吉 井 仁 美
	〃	田 村 早 苗
事 務 局	事務局長	三 橋 潤一郎
	主幹専門員	田 中 規 雄
	技師	傳 法 利 行
県 側	水産振興課	野 月 浩
	副 参 事	長 根 幸 人
	総 括 主 幹	蝦 名 浩
	三八地方水産事務所 所 長	清 藤 真 樹
	西北地方水産事務所 所 長	竹 谷 祐 平
	下北地方水産事務所 水産普及課長	
	産業技術センター	
	内水面研究所 所 長	田 村 直 明

4 議事の結果

議案第 1 号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

諮問どおり答申することに決定された。

議案第 2 号：青森県漁業調整規則の改正について（諮問）

諮問どおり答申することに決定された。

5 議事の経過

濱田会長

それでは、委員会の開会にあたりまして、一言挨拶を申し上げます。

第2回委員会の御案内を申し上げましたところ、委員の皆様には、何かと御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

令和7年が始まりましたが、今年1年、本年の内水面漁業並びに委員及び関係者の皆様にとって良い年となりますことを願って、私より、新年の御挨拶としたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として、議案2件が予定されております。委員各位の御協力と県の適切な助言をいただきながら、議事を進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日は委員10名のところ、過半数を超えます8名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第173条で準用いたします漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に議事に先立ちまして、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

濱田会長

異議なしとの声がございますので、今回の議事録署名人といたしまして、丹藤委員と永澤委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

濱田会長

はい、局長。

三橋事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号資料の1ページを御覧ください。

これは、県知事からの諮問文となっています。件名及び本文のみ読みあげます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法の規定に基づき、今回の諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からの説明は以上でございます。

濱田会長

県から何か補足等があればお願いいたします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

濱田会長

野月副参事さん。

水産振興課 野月副参事

そうしましたら、議案第1号につきまして、県の方から補足説明させていただきます。資料の方は2ページ目、裏の方ですけども、2ページ目を御覧いただければと思います。

いつものように漁業魚種であるとか、漁業を営む者の資格、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数等について説明させていただきます。

今回の漁業魚種ですが、こちらは、しじみけた網漁業でございます。

例えば、内水面で魚を獲る行為ということで許可を得るということで、漁業許可ということがございますけども、この漁業許可の部分については、内水面漁場管理委員会に諮問しなさい、というふうな法律の建付けになってございます。

本県の内水面における漁業許可につきましては、このしじみけた網漁業のみであり、十三湖と小川原湖が該当するということになってございます。

それでは、今回の諮問内容につきましての補足説明をさせていただきます。

先ほど申しましたとおり、漁業魚種ですけども、こちらが、しじみけた網漁業ということでございます。

許可の予定数が183隻

そして船の総トン数が15トン未満

推進機関の馬力数には定めはなし

操業区域は、内共第３５号共同漁業権漁場の区域となっておりまして、これが小川原湖ということになってございます。

漁業期間は、４月１日から翌年３月３１日までの通年でございます。

漁業を営む者の資格は、許可を予定している者ということでございますけども、内共第３５号の共同漁業権の組合員行使権者、つまりは、小川原湖漁協の組合員ということになります。

許可の申請すべき期間は、今、諮問させていただいている制限措置の公示の日から起算してから始まって、令和７年３月７日までということとしております。

備考欄ですが、許可の有効期間は、令和７年４月１日から令和１０年３月３１日までという３年の許可ということになってございます。

規則１４条第１項第４号の対象とするというのはどういう意味かと言いますと、何かあった場合にその船を、例えば、譲る時であるとか、賃貸する時、賃借する時、貸す時であるとか、というような場合には、承継の対象にしますよという意味でございます。そして、各種の条件は、（１）から（４）番まで、記載されているとおりでございます。

今回の内容、今回の諮問の内容、しじみけた網漁業の内容についての県からの補足説明は以上でございます。審議のほど、よろしくお願いいたします。

濱田会長

ありがとうございます。

事務局、県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして発言する際は挙手の上、私の指名を受けた後、マイクを使用して発言するようお願いいたします。

それでは、御質問、御意見はありませんか。

永澤委員

すみません、確認ですが。

濱田会長

はい、どうぞ。

永澤委員

小川原湖とのことですが、内共第３５号というのは、私が勘違いしているかも分らないのですが。県報を見ますと３４号が高瀬川、３６号が小川原湖、３７号が奥入瀬となっており、３５号はどこなのかと思ひまして。

三橋事務局長

永澤委員が御覧になっている県報は、増殖示達の公示ですか？

永澤委員

令和6年3月22日付けの県報です。

三橋事務局長

その日付の県報は増殖示達の公示でして、第5種共同漁業権だけ記載していきまして、小川原湖のシジミについては第1種共同漁業権になりますので、一覧表から抜けています。35号が小川原湖の第1種になっています。

永澤委員

小川原湖は第1種漁業権ということですね、わかりました。

濱田会長

昔は41号だったんですよ。小川原湖が出ましたから、小川原湖のことであればお答え申し上げます。

ここで、これ、県さんにもうちょっと、私の方から御質問させてもらいたいのですが、3月7日までの締め切り、申請に対して締め切りだと思うのですが。これは、許可組合員の全員のものの基準ということですか。

水産振興課 野月副参事

ここに記載しておりますのは、今回、諮問させていただいて、委員会さんの方から県の方へ答申いただいて、これで県の方で、大体今週中ぐらいに県のホームページに公示、公表するんですけども、それから起算して3月7日まで。

前回、3年前は、確か申請期間が2週間だというふうに聞いておりますけども、今回は、許可が始まる前のものとして3月7日までということにさせていただいたというふうに聞いております。

濱田会長

もう1つ伺いたいんですが。

7年4月1日から10年の3月31日まで許可の年数があると思うんですが。今回の申請については、年度ごとですか、それとも3年。

水産振興課 野月副参事

今回の申請でもって3年間、許可していくと。

次の更新の時にまた3年後

濱田会長

ということは、準組合員的な人があった場合どうするんですか。資格審査員をとおして、また申請し直すということになるんですか。

水産振興課 野月副参事

追加ということ、そういうことですか。

濱田会長

そうそう。

水産振興課 長根総括主幹

はい会長。

濱田会長

はい、どうぞ。

水産振興課 長根総括主幹

今回示している許可の隻数内で漁協の方で調整していただきたいと思います。

濱田会長

許可内で。ということは、それは組合の行使委員会、様々通しての、簡単にいえば、組合員でなければいけませんから、それを經由して許可してくださいということですね。

小川原湖の場合は、また1つ、厳しい条件がありまして、行使規則について罰則義務があるんですよ。非常にこれについては、一步間違うと、罰則、過怠金を取りますから、前には除名まで流れてあります。一晩で589キロもしじみ盗られまして、いろんな問題がありまして、中には除名しましたし、組合員もそういうような形できています。

我々は、何故かというと、人命の問題がありまして、だから、どうしても行使期間中内に漁船保険とか共済とかの加入、義務しているんです。だから、その辺が、今、年数のことで確認、御指導いただいたんだけど、準組合員って途中から入る可能性がありますから。そうすると、この問題について、1年には何キロ、2年後、3年以降でないと指定されたキロ数は獲っちゃいけないこととしてあるんですよ。経験が必要

だよと、こういうことでなっております。

いろんな面で分かなければ、また、県の御指導をいただきながら、会長じゃなくて、小川原湖の組合長として、今、御指導いただいたんですけど、そういうことです。

濱田会長

委員の皆さん、何かありませんか。

青森県で2か所だけ、十三さんと小川原湖だけですから、もし分からない面があれば、また県の方の御指導をいただきます。

それでは、御質問、御意見もないようですので、諮問どおりに決定したいと思いますが、異議ありませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

濱田会長

御異議がないようですので、議案第1号については、諮問どおり決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

続きまして、議案第2号「青森県漁業調整規則の改正について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

濱田会長

はい、局長。

三橋事務局長

それでは、議案第2号につきまして、御説明いたします。

議案第2号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。

件名及び本文のみ読み上げます。

青森県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

このことについて、漁業法第57条第5項及び第119条第8項、水産資源保護法第4条第7項の規定に基づき、別添のとおり諮問します。

以上となりますが、これは漁業法及び水産資源保護法の規定に基づき、今回、諮問

があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からの説明は以上でございます。

濱田会長

県から何か御質問、補足等があればお願いします。

水産振興課 野月副参事

そうしましたら、議案第2号につきまして、引き続き県の方から補足説明させていただきます。

同じく資料の裏の方、2ページ目を御覧いただければと思います。今回の規則改正の内容につきましての新旧対照表が掲載されています。

今回の改正の内容ですけれども、大きく分けて2つでございます。

まず1つ目は、新旧対照表に記載しております上の部分ですね。左側の改正案の上の方、第51条のところを御覧いただければと思います。

この条文の下の方ですけれども、下線を引いた第2項というところが、新たに加えられるということでございます。

その改正理由、加える理由ということですが、今般、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化に関する法律の一部を改正するという法律が今年度、令和6年6月に公布されて、このうち、漁業法関係部分につきましては、7月、既に昨年ですけれども、7月の16日に施行されております。

この改正内容についてなんですけれども、新旧対照表に記載されているとおり、下線部分ですけれども、衛星船位測定送信機等の備え付けであるとか、操業中の電子機器の常時作動を命じられた者は、通信の妨害、その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならないということが新たに規定されたというところでございます。

これは、漁業法自体が改正されたことを受け、本県に限らず、他の県の同様に全国的に各県の漁業調整規則を、いわば自動的に改正するというふうな運びになったということが、1つ目の、大きな項目の1つ目でございます。

続いて2つ目ですけれども、こちらも、同じく改正案の中段あたり、第58条というところを御覧いただければと思いますけれども。こちらの改正の主な内容ですけれども。こちらは、刑法が改正されまして、これは、令和4年、もう大分前ですけれども、6月に既に公布されております。

刑法の改正の内容なんですけれども、これは、いわゆる罰則を一本化すると。どういうふうに一本化するかといいますと、通常、懲役刑であるとか禁固刑というのが規定されているというのは、皆さん、御存知だと思うんですけれども。こちらが一本化されて「拘禁刑」というものが新たに創設されたというふうな改正でございます。

こちらは、今度は、今年、令和7年の6月から施行されるというふうな運びになっ

てございます。

この刑法改正による罰則の改正という内容なんですけども、法律に、他の法律も含めてそういう罰則が規定されている法律であるとか、あるいは都道府県が制定する条例であるとか、規則というのを全部一緒に施行期日までに、今年の6月までに全て統一して改正するというような必要が生じたため、今般、漁業調整規則も改正するというふうなことでございます。

改正の主な内容は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

濱田会長

ありがとうございます。

委員の皆さん、今、県の野月さんの御指導をいただいたんですが、何か御質問ありませんか。

濱田会長

それでは、野月副参事さん、小川原湖の組合長として御質問させてください。

法律の影響になっているかと思うんですが、先ほど、私共、過去では、589キロのシジミが一晩で盗難がありまして、逮捕して、この罰則が管轄大臣の罰則金額だったんです。トータルで100万いかない状況で。組合員については、漁業行使権没収、また取引停止をさせた経緯があります。

裁判で約2年近くかかりました。

問題なのは、今、ここで法律の問題でたまたま、たまたまっておかしいんですが、長谷さんが水産庁長官の時に、法律の罰則基準が変わっているんですよ。あるところで話し合いをしている中で、300万とか400万の罰則だと、一人払っても海のものも盗むよと。これは、厳しくしなきゃいけないんじゃないでしょうかと。あくまでも、小川原湖の組合長、独り言言いますから、「どうでしょう、どんな感じですか？」と言うから、3,000万という話だったんですよ。3,000万で、その従事した人、一人について3,000万だよと。

当時、青森県も相当、あわびその他盗まれてね、6年とか8年とかかかっていた段取りで、ある海区の方から様々な問題が出まして、他県からも青森県、おかしいんじゃないかという指導も、声も聴いた時代があったんですよ。

だから、今、皆さんも御存じのように3,000万になっているはずなのですが。これは、内水面の違反についても含んでいるのかどうか、その辺、ちょっと、もし後でも結構ですが、御指導いただければと思います。

でないと、取り締まりようがないんですよ、内水面は、同じですよ。ウナギは密漁されるわ、シジミは密漁される、これはえらいことだと思うんですよ。

だから、それには、改めて何かの機会の時、委員会で御指導ください。

私の方からは以上です。

濱田会長

委員の皆さん、何かありませんか。質問はありませんね。よろしいですか。

それでは、御質問、御意見もないようですので、諮問どおり決定したいと思います
が、異議ありませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

濱田会長

御異議がないようですので、議案第２号については、諮問どおりに決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

それでは、議事を全て終了し、以上、これをもちまして、第２２期第２回青森県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。

会議終了 午後１時５２分